

草加市教育委員会会議録

令和 2 年第 3 回定例会

令和 2 年草加市教育委員会第 3 回定例会

令和 2 年 3 月 2 4 日（火）午前 9 時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル 4 階）

○議 題

- 第 1 0 号議案 第三次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画を定めることについて
- 第 1 1 号議案 草加市生涯学習推進指針を定めることについて
- 第 1 2 号議案 令和 2 年度公民館事業計画を定めることについて
- 第 1 3 号議案 令和 2 年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて
- 第 1 4 号議案 令和 2 年度中央図書館事業計画を定めることについて
- 第 1 5 号議案 草加市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 6 号議案 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 7 号議案 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 8 号議案 草加市子ども教育連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 1 9 号議案 草加市立小中学校 I C T 環境整備推進プロジェクト・チーム設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 2 0 号議案 草加市学校評議員設置要綱を廃止する要綱の設定について
- 第 2 1 号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について
- 第 2 2 号議案 草加市学校運営協議会委員の任命について
- 第 2 3 号議案 令和 2 年度学校医の委嘱について
- 第 2 4 号議案 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱について
- 第 2 5 号議案 草加市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 第 2 6 号議案 県費負担教職員の人事の内申について
- 第 2 7 号議案 令和 2 年 4 月 1 日付け職員の人事異動について

- 第 7 号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和元年度草加市一般会計補正予算（第 8 号））に係る専決処理の報告について
- 第 8 号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第 9 号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について
- 第 10 号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- 第 11 号報告 令和元年度学校評価の報告について
- 第 12 号報告 令和元年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報告について
- 第 13 号報告 令和 2 年草加市議会 2 月定例会に係る報告について
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	本 間 錦 一
教育総務部副部長	福 島 博 行
教育総務部副部長	野 川 雄 一
学 務 課 長	菅 野 光 三
指 導 課 長	河 野 健
教育支援室長	坂 本 拓 也
子ども教育連携推進室長	春 日 和 久
生涯学習課長	板 橋 克 之

中央公民館長	上	野	恭	正
歴史民俗資料館長	細	川	昭	二
中央図書館長	長	澤	富	美子

○事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

○傍聴人 0 人

午前9時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和2年教育委員会第3回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件も含めまして、議案が18件、報告が7件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第26号議案 県費負担教職員の人事の内申について

◎第27号議案 令和2年4月1日付け職員の人事異動について

◎第12号報告 令和元年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報告
について

○高木宏幸教育長 初めに、本日、追加提出いたしました第26号議案、第27号議案及び第12号報告を議題といたします。

この三つの案件は、人事に関わります事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第26号議案、第27号議案及び第12号報告につきましては、秘密会とさせていただきます。

説明の方のみお残りいただき、説明者以外は、ご退席をお願いします。

_____ 執行部退席 _____

_____ (秘 密 会) _____

_____ 執行部着席 _____

○高木宏幸教育長 審議を再開いたします。審議結果でございますが、第26号議案及び第27号議案につきましては、可決いたしました。

また、第12号報告につきましては、報告したところでございます。

◎第10号議案 第三次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第10号議案につきまして、子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 第三次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画を定めることについて、ご説明申し上げます。

現在の第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画が、今年度で計画年度を終えることから、引き続き、0歳から15歳までの「学び」「心」を結ぶ幼保小中を一貫した教育を基本理念に子どもたちの「生きる力」を育成するため、第三次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画を定めるものです。

別紙の冊子、体系図をご覧ください。第三次基本方針・行動計画は、第三次草加市教育振興基本計画の個別計画として、令和2年度から令和5年度までに取り組む子ども教育連携推進の基本方針と行動計画を定めております。

次に、3ページから5ページが子ども教育連携の背景になります。学習指導要領等の改訂や

第二次基本方針・行動計画の取組を踏まえた内容となっております。

次に、6ページから第二次基本方針・行動計画の総括になります。まず、6ページから8ページまでが推進委員会の総括、9ページから12ページまでが研究事業の総括、13ページから16ページまでが子ども教育連絡協議会の総括になります。17、18ページが家庭教育への支援の総括、19ページが幼児教育の充実への支援の総括になります。次に、20ページから草加市の子どもたちの実態をまとめております。21ページには自己肯定感・自己有用感の実態をまとめました。子どもたちに着実に自己肯定感・自己有用感が育まれていることが分かっております。22、23ページは、「自ら学ぶ草加っ子」の実態といたしまして、学力が向上傾向にあること、第二次基本方針・行動計画の課題であった学ぶ意欲の向上、学んだことを生活に生かそうとする態度の育成が達成されつつあることが分かります。24、25ページには「心豊かな草加っ子」、「たくましく生きる草加っ子」の実態をまとめました。それぞれ平成28年度と比較して、草加の子どもたちの力が着実に育まれていることが分かります。

以上の実態から、26ページにこれまでの成果と課題を4点にまとめました。

続きまして、27ページから基本方針を定めております。29、30ページでは基本理念を定め、31ページから基本理念を踏まえた連携の方針を6点示しております。この基本方針を踏まえ、33ページから行動計画を定めております。目的、計画期間、実施主体及び関連事業についてまとめ、34ページから具体的な取組事項を12点示しております。

最初の2点は、引き続き推進委員会、専門部会及び子ども教育連絡協議会を開催することについてでございます。

続く3点は、現在、各中学校区で幼保小中を一貫した教育として取り組んでいただいている、目指す子ども像の共有、15年間を通じたカリキュラムの編成、一貫教育にふさわしい組織づくりでございます。

次の自己肯定感・自己有用感を育む教育の推進につきましては、既に様々な教育実践がございますので、そうした実践を研修会や研究発表会の機会などを通じて周知し、推進してまいります。

次のふるさと草加学習の推進につきましては、改定した「学ぼう！ふるさと草加」などをご活用いただき、生活科や総合的な学習の時間を中心に、草加を題材にした学習活動を推進してまいります。

次の特別支援教育における交流・連携の推進につきましては、既に様々な交流・連携が行われていることを踏まえ、子ども教育連絡協議会などの機会を活用して、一層交流・連携が充実

するようにいたします。

次の、地域との連携の充実につきましては、各学校が学校運営協議会や学校応援団を充実させることができるよう、先進自治体の情報提供を行うなどの支援を行ってまいります。

次の、幼児教育への支援の充実につきましては、幼児教育充実事業補助金を継続し、子ども教育連携支援員による各園の訪問支援を充実させてまいります。

次の、家庭教育への支援の充実につきましては、引き続き、「親の学習」講座、子育て講演会、家庭・学校連携シートの活用に取り組んでまいります。

最後の、教員・保育士向けの研修の充実につきましては、各年度の課題やニーズに応じて研修の内容を充実させ、実施してまいります。

最後に、37ページに具体的な取組をまとめた表、38ページに推進委員会名簿と審議経緯、39ページから当室で発行している各種資料の一覧となります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 今年度で教育委員会の研究委嘱として、中学校区の発表等が一回りしたと思いますが、令和2年度からまた2中学校区に研究委嘱と載っています。今後の予定は、具体的にどこの中学校区に委嘱するか決まっているようでしたら教えてください。また、今後の流れについて、何年かかけて一回りしていくような方向で考えていらっしゃるのか、基本的な方針について教えてください。

○説明員 こちらにつきましては、指導課の委嘱と連携いたしまして、教育委員会としての委嘱を考えております。来年度は、瀬崎中学校区と青柳中学校区の研究委嘱となっております。それぞれ、幼保小中を一貫した教育を通して自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりや、主体的・対話的で深い学びの授業づくりなどに取り組んでまいります。また、ほかの中学校区につきましては、37ページの表にございますように、2中学校区の後、3中学校区、3中学校区、3中学校区ということで、令和5年度までにまた11中学校区を順次委嘱する計画でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 一つ質問ですが、「はじめに」の4行目、「平成29年3月に改訂（定）された」この表記はどのような意味がありますか。分からなかったなので、教えてください。ただければと思います。

○説明員 幼稚園教育要領及び小中学校の学習指導要領は「改訂」とごんべんを使いますが、

保育所保育指針につきましては「改定」と定めるを使っているのです、こちらに括弧書きで入れさせていただきました。

○村田悦一教育長職務代理者 26 ページの成果と課題で、自己肯定感・自己有用感について記載があり、これはこの計画の副題でもありますように、一番大事にしていると思います。「成果として、第二次基本方針・行動計画における取組により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を着実に育まれてきたことが挙げられます」ということですが、21 ページを見てみますと、全体としては、例えば自己有用感、31.9%から41.2%ですが、これを小学校と中学校で分けて見てみると、小学校は39.6%から48.1%で、中学校は21.1%、23.7%、21.1%、23.7%と、そこまで上昇しておりません。そうすると、児童生徒ではなくて、児童は伸びているけど、生徒は伸びていないと、なぜ小学校で上がってきたものが、中学校になると、落ちてしまい伸びがないのか、ここはしっかりと分析していかないといけないと思います。全体で見ると、確かに31.9%から41.2%と伸びていて、そのことで児童生徒の自己肯定感・有用感が着実に育まれていることが挙げられますとなると、少し分析としては弱いと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○説明員 アンケートの中では、学年ごとの毎年度の経過をまとめておりまして、その中でも小学生と比べて中学生の自己肯定感・自己有用感の伸びが課題であるということが分かっております。これにつきましては、これまでの専門部会等の中で、中学校に入ってきて、部活動や、定期テストの中で自分の力が分かってくるなどのことから、小学生の頃は無条件に自分に有用感があったものが、自分が分かってくるようになるという側面もあるのではないかという指摘もございます。ただ、そういった中で、自己肯定感・自己有用感が高い児童生徒のほうが全体的に、心の面、学力の面、たくましく生きる面、全ての面において伸びが見られるという結果が出ております。それでは、どのように、特に中学生を育てなくてはいけないのかということで、取組にございますように、様々な中学校での教育実践もございますので、そういったものを先ほどの研究委嘱等を通して、市内で実践できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 34 ページ、具体的な取組事項の3点目ですが、目指す子ども像の共有、私もこれは中学校区で取り組んでいくときに一番大事だと思うのですが、これは以前からお話ししているのですが、各小中学校の学校要覧をご覧いただいていますか。

○説明員 はい。

○村田悦一教育長職務代理者 目指す子ども像がそこに示されている学校が、今どの程度あり

ますか。私も毎年、学校要覧を頂いて見ていますが、まだ中学校区での目指す子ども像の共有という意識がなかなか薄いと思います。これは私の感想ですが、意見です。目指す子ども像の共有をどこで判断していくのかとなると。やはり学校要覧が一つあると思います。これはもう何年か前から言っているのですが、なかなか直っていかないのはどうしてなのかということが少し疑問に思うので、ここで発言させていただきました。

それから、37ページ、来年度、中学校区で瀬崎中学校区、青柳中学校区でまた委嘱研究が始まって、サイクルしていくということで、とても良いと思います。ただ、現実的に、この委嘱がどういうことなのか、何を研究していくのか、以前もお話しさせていただいたのですが、中学校区で、1学期にA小学校、例えば2学期に中学校、3学期にB小学校という形で学期ごとに、委嘱があってもなくても、中学校区で授業を通して研究していくことが重要だと思います。ただ、委嘱以外にも、中学校区で研究していくときの課題は、なかなか集まらないということです。夏休みなどになってしまうと思いますが、集まらないという課題があるので、授業を通して、全員は集まらないとしても、3校の先生方が年に3回は集まれるようなシステムをつくって、委嘱ということ以外にも何か中学校区で取り組んでいく必要があると思います。委嘱があまりにも出過ぎてしまい、その2年間だけという形になると、本当に着実な研究というのはできないかと思うので、改めてお話をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○小澤尚久委員 今のことに関連して、村田委員のおっしゃった、なかなか集まる機会がないというような話は常に聞くところですが、今回、1月か2月辺りに、小中学校から幼稚園に打診があり、令和2年度の計画について話し合う機会を設けていただきました。幼稚園のほうでも、予定が入っていましたが、行事を動かすことに間に合ったというようなことがありましたので、早めに、前年度に計画の機会を持っていただければ、ある程度集まることは可能かと思います。早め早めの計画でお願いしたいと思います。

○川井かすみ委員 35ページの特別支援教育における交流・連携の推進の部分で、その中に「子育て支援センターや教育支援室などの関係機関」とありますが、具体的に子育て支援センターとの連携とはどのような形で行われているのでしょうか。例えば、子育て支援センターですと、個別療育や集団療育がありますが、そういったところと連携しているのか、ほかの機関と連携しているのか、もし差し支えなければ教えていただければよろしいでしょうか。

○説明員 まず、市内の先生方が一堂に会します連絡協議会、全体協議会におきまして、年間1回から2回、子育て支援センターに、市内全体に周知したいことはございますかということを確認して、例えば利用方法、連絡方法等について市内の幼保小中、全園・全校に対して周知

する活動を行ったり、また、支援センターと連携しながら、家庭・学校連携シートを当室と教育支援室で配付したりしております。支援センターには相談に来る保護者の方が多いということで、「教育委員会では就学に際してこういったものを用意しております」「詳しくは教育支援室や当室にご連絡ください」といったことを、毎年支援センターの担当の方と連絡しながら、つながりを持って進めております。また、支援センターは日常的に教育支援室とも連携しておりますので、そういった形で支援センターとは連携させていただいております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第10号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第10号議案については、可決いたします。

◎第11号議案 草加市生涯学習推進指針を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第11号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。

○説明員 草加市生涯学習推進指針を定めることについて、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本市における生涯学習を長期的視点から継続的に推進するため、今後の方向性を示すものとして指針を定める必要があることから提出するものでございます。

3ページは指針と他の計画との関係性を示しており、一番上の第四次草加市総合振興計画と第三次教育振興基本計画は整合を図りながら推進していくもので、指針は教育振興基本計画と連動するものです。

次に、本指針は10年後を見据えた生涯学習社会の実現を目指すもので、見直しにつきましては、上位計画の見直し等により指針の内容に変更が生じた場合に行ってまいります。

次に、第2章としまして、指針の基本理念及び基本目標ともに教育振興基本計画と連動しております。また、施策の体系につきましては、生涯学習に関する施策を四つに分類し、施策の方向性を示しております。

次に、第4章は、生涯学習推進の方針として、施策の方向性と主な取組を示しておりますが、その主なものについてご説明を申し上げます。

初めに、「1 生涯を通した多様な学習機会の充実」につきましては、主な取組が三つございます。一つ目の「学びのきっかけづくり」では、①生涯学習情報提供体制の充実としまして、情報提供サイトの活用を図るとともに、紙媒体を含めた様々な媒体を用いて、学びたい方に必

要な学習情報を提供できるように取り組むものでございます。次に、二つ目の「学びの充実とネットワークづくり」では、①家庭教育への支援として、地域が家庭を支える環境づくりに努めることなどを記載しております。次に、三つ目の「学びの成果を生かす人づくり」では、生涯学習の成果を生かす場の充実を図るとともに、活動の成果をまちづくりに生かすことができる人づくりに努めていく旨を記載しております。

次に、「2 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実」につきましては、主な取組の2点目、「身近で地域性をいかした学習機会の提供」としまして、子育て支援に係る取組や高年者事業の充実を図るとともに、外国籍市民を対象にした国際交流事業を推進するものでございます。

次に、「3 読書活動を支える図書館サービスの充実」につきましては、主な取組の一つ目、図書・その他の資料の充実におきまして、誰もが使いやすい図書館サービスを図り、市民が読書に親しむ機会を増やすことなどを記載しております。

最後に、「4 社会人権教育の推進」につきましては、多岐にわたる社会人権問題につきまして、正しい知識や理解を深めるための学習機会の充実に努めるものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 各章立てのところで、施策の方向性と主な取組ということでおまとめいただいて、すごく分かりやすいと思いました。これを見て気が付いたのですが、例えば6ページのところに、施策、方向性、そして主な取組をここに入れ込むと、一覧で、生涯学習の体系が一目で見渡せるような表になると思いました。今後で結構ですが、次回以降は、一目で分かるような工夫も入れていけると思いましたので、次回以降、ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第11号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第11号議案については、可決いたします。

◎第12号議案 令和2年度公民館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第１２号議案につきまして、中央公民館長より説明させます。

○説明員 令和２年度公民館事業計画を定めることについて、説明させていただきます。

提案理由につきましては、草加市公民館設置及び管理条例施行規則第１１条第１項の規定に基づきまして、教育委員会のご承認をいただくものでございます。

それでは、第１２号議案別紙、令和２年度公民館事業計画（案）をお願いいたします。

初めに、全６館の概要を説明させていただきます。令和２年度の６館共通目標につきましては、子育て支援事業と高年者事業の充実及び地域や利用団体との協働事業の推進とし、各館ごとに目標に沿った事業を五つの区分で進めてまいります。一つ目の目標につきましては、少子化が対策を叫ばれる中、子育て支援の講座と、それから、高年者社会が進む中、健康づくりを中心とした、明るく潤いのある生活を送るための講座について、更に充実を図っていこうというものでございます。二つ目の目標につきましては、各公民館・文化センターの活性化を図るため、地域資源の活用を図るとともに、地域や利用団体との協働事業を進めようとするものでございます。

次に、令和元年度の成果と課題でございます。成果につきましては、当初の事業計画１９９事業に対しまして、２０事業増の２１９事業を実施いたしました。目標の達成に向け取り組むことができたと考えております。また、課題につきましては、子育てを支援する事業の推進と高年者事業の更なる充実並びに外国籍市民のための事業展開が今後の課題と考えております。

事業数といたしましては、令和元年度の当初計画１９９事業に対しまして、１７事業増の２１６事業の実施を予定しております。事業内容といたしましては、おおむね令和元年度事業を継承しつつ、６館共通目標及び各館の独自目標に沿った事業を進めてまいります。

続きまして、各館の事業について説明させていただきますが、初めに全６館の共通の変更事項を申し上げます。昨年度までＳＫＴ２４という冠を冠していた事業ですが、市の方針としまして、２４を取りまして、ＳＫＴとして事業を進めることとなっております。

それでは、中央公民館の事業について説明いたします。

主要目標としましては、令和元年度と同様の、ホールを活用した潤いと感動を伝える事業の充実など、四つでございます。

事業計画につきましては、令和元年度の当初計画３５事業に対し、１１事業増の４６事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業１１事業、成人事業１５事業、高年者事業３事業、総合事業４事業、音楽と文化のまちづくり事業１３事業でございます。２番の新規事業として

計画した子ども体験教室につきましては、懸案の小学生を対象とした事業を実施していく予定でございます。２５番と２６番は子育て支援事業として、昨年度に計画外で実施したところ、大変好評であったことから、新規事業として事業計画に加えたものでございます。音楽と文化のまちづくり事業の３７番と４３番につきましては、中央公民館のホール定員以上の集客が見込めることから、草加市文化会館のホールにおいて実施を予定しております。

次に、柿木公民館の事業計画について説明いたします。

主要目標につきましては、地域の特性を活かした生涯学習事業の推進など、三つでございます。

事業計画数でございますが、令和元年度の当初計画２７事業に対し、１事業減の２６事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業１事業、成人事業７事業、高年者事業１４事業、総合事業３事業、音楽と文化のまちづくり事業４事業でございます。１２番の親子チャレンジにつきましては、主要目標の子育て世代の交流を図るための事業の推進のため、家族や親子で参加して交流を図ることを目的として実施いたします。

次に、谷塚文化センターの事業計画を説明いたします。

主要目標につきましては、令和元年度同様の、世代間交流の推進など、五つでございます。

事業計画でございますが、令和元年度当初計画４２事業に対し、３事業増の４５事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業１１事業、成人事業１８事業、高年者事業５事業、総合事業４事業、音楽と文化のまちづくり事業７事業でございます。青少年事業の９番、谷塚小茶道体験教室につきましては、令和元年度に計画外で実施したところ、好評であったことから、事業計画として加えております。また、新規事業、１１番、英語で遊ぼうにつきましては、小学生を対象に、外国の歌や合唱、ゲームをしながら英語に親しむための講座を計画しております。成人事業の新規事業として、２９番、男の料理教室では、施設利用の少ない男性、特に高年者男性の社会参加を推進し、公民館を利用するきっかけづくりとして計画したものでございます。

次に、川柳文化センターの事業計画について説明いたします。

主要目標は、子育て世代・高年者の協働による世代間交流の推進など、三つになっております。

事業計画でございますが、令和元年度当初計画３２事業に対し、１事業増の３３事業の実施

を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業8事業、成人事業11事業、高年者事業4事業、総合事業4事業、音楽と文化のまちづくり事業6事業でございます。新規事業でございますが、青少年事業の7番、子ども収穫体験講座では、例年、文化センターの敷地でミニ農園として育成しているジャガイモを子どもたちが収穫し、料理して食べるまでの一連の流れを学ぶ体験型の講座として企画しております。8番の半世紀交流会では、年の差が半世紀、約50歳以上ある子どもたちと高年者が一緒に学び合う講座を計画しております。成人事業の19番、伝統食の講座では、日本の伝統的な食文化について学ぶことを目的とする講座で、昭和の時代から行っている味噌づくりやそば打ちなども加えた新しい講座を実施してまいります。

次に、新田西文化センターの事業計画について説明いたします。

主要目標につきましては、令和元年度同様の、学校と利用団体との協働による青少年事業の推進など、四つでございます。

事業計画数でございますが、令和元年度の当初計画35事業に対し、4事業増の39事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業13事業、成人事業12事業、高年者事業4事業、総合事業5事業、音楽と文化のまちづくり事業5事業でございます。青少年事業の5番、親子パン教室につきましては、休日の開催で、父親と子どもを対象としております。また、12番の親子将棋教室では、令和元年度に始めた講座でございますが、日曜日に実施したことで、ふだん文化センターに来館できない父親と子どもの参加があり、親子の触れ合いができたものと考えております。総合事業の33番、サークル応援講座でございますが、会員の減少により存続が難しくなっているサークルと協働で講座を行うところでございます。音楽と文化のまちづくり事業、38番、第8回伝統芸能発表会でございますが、年々出演団体は増えており、新田西文化センターの春の恒例行事となっております。

次に、新里文化センターの事業計画について説明いたします。

主要目標は、地域とつくる生涯学習事業の推進など、三つでございます。

事業計画数でございますが、令和元年度の当初計画28事業に対し、1事業減の27事業の実施を予定しております。

事業の内訳でございますが、青少年事業6事業、成人事業9事業、高年者事業5事業、総合事業4事業、音楽と文化のまちづくり事業3事業でございます。青少年事業の1番、子どもクラブでは、子どもたちへの夏休みの体験学習教室を計画しております。成人事業の9番、子育て

て学級、10番、すくすくクラブ、11番、のびのび広場では、子育て支援として、育児や子育てなど、仲間づくりや交流の場を提供できるよう、親子を対象とした事業を計画しております。高年者事業の16番、S K T高年者学級では、すこやかクラブ谷塚西部地区の6団体の協力の下、グラウンドゴルフ大会や囲碁教室など、事業を計画しております。

最後に、新型コロナウイルスによる影響でございますが、事業や施設の貸出しなどの中止により、生涯学習活動の停滞が懸念されているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 最後に、館長からコロナウイルスの影響についてのお話が出ましたが、本当に各館で苦慮なさっていることだと思います。今まで影響を受けた事業等については、今後、もし可能だったらまたどこかで催していくなど、そういった計画があるのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、大勢で集まることが難しいような状況が続いている場合に、今盛んにSNS等を活用して何か動画を上げるなど、いろいろなところで始まっていると思うのですが、そういった計画は何かあるのでしょうか。なくても、今後の可能性としてどんなものかということをお聞きできればと思います。歴史民俗資料館等もフェイスブックを活用するなど、そういった動きも出ているところなので、少しお聞きできればと思います。

○説明員 まず、中止した事業についてでございますが、基本的には代替はありませんので、来年度に向けて、また取り組んでいくということになるかと考えております。ただ、実際には、例えば今回、4月にできない事業が出てきたので、それを5月にずらすといったことは今行っているところでございます。

それから、貸出しができなくなった中で、SNSなどを使ってというお話がございましたが、これにつきましては、いろいろと各館でも話は出ていますが、なかなか技術的にも能力的にも厳しい部分があるのというところが現状でございます。ただ、今後はSNSを使ったPRなどが必要だということはずっと話として出ているところでございますので、今後取り組んでいけるよう努力していきたいと考えております。

○加藤由美委員 各館で親子関係の例えばすくすくクラブとか、小さな子どもを対象にする事業が8月はお休みになっていますが、それはなぜでしょうか。小さな子どもは夏休みがないので、集まれる機会が1月1回あるところを楽しみにしていると思うのですが、8月はお休みが多いのは、何か理由があるのでしょうか。

○説明員 8月ができないということではなくて、夏休みは基本的に、小中学生を対象とした事業を多く開催していくことの中で、恐らく層が被るといったことがございまして、集まりが悪くなるといけないので、8月は除かれていると思います。

○川井かすみ委員 各公民館で継続・新規とありますが、柿木公民館だけ新規事業がゼロになっています。これは、予定がたくさん入っていて新規事業の開催が無理なのか、それとも新規事業を始めるのに何か難しい問題があるのか、教えていただければと思います。

○説明員 各館で新規事業になっているものは、昨年度実施したものと、今年度から始めるものがあるのですが、柿木公民館につきましては、ほとんどが今までやってきたものを継続していくということが基本線にあります。来年度は新規事業を一つやりたいとは聞いておりますが、地域とのやり取りに時間がかかっているということがありまして、やらないということではなくて、基本的には今までの事業に取り組み、それが手いっぱいというところがあると感じております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第12号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第12号議案については、可決いたします。

◎第13号議案 令和2年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第13号議案につきまして、歴史民俗資料館長より説明させます。

○説明員 令和2年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて、提案理由でございますが、令和2年度の歴史民俗資料館事業計画を定めるに当たり、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要を認めたため、提出させていただきました。

それでは、主要目標をご覧ください。

基本方針でございますが、①文化財保護の拠点として、市民や地域社会に親しまれ活用される資料館の運営をする、②歴史資料・民俗資料の収集、保管、研究、展示を行い、文化財保護に寄与するでございます。

目標でございますが、①市民に歴史と文化を発信するための取組を実施する、②市民が草加の歴史に誇りや愛着を持てる企画を実施する、③歴史や文化を楽しく学べる展示や企画を実施するといたしました。

この基本方針、目標は、今年度の成果と課題の概要を踏まえて策定したものでございます。

具体的事業でございますが、1番、2番は古文書講座、通年でございます。古文書解読経験者と基本的コースの2コースを定めております。3番は蓄音機コンサート、3年目になりますが、継続してまいります。5番は新規に始めます常設展示解説でございます。新規につきましては、5番、22番の子どもたちが図鑑を作るという新たな取組、25番のミニ企画「重陽の節句展」を取り入れる予定でございます。38番につきましては、勾玉づくりを取り入れる予定でございます。常設展示解説につきましては、第一・第二展示室の展示内容を改善しましたので、市民や来館者に知っていただくために開催いたします。6番につきましては、企画展の年間計画でございます。主要春夏秋冬4企画、ミニ企画を含めて、年間6回でございます。

れきみん講座は、草加宿のことを中心とした歴史講座で、草加史談会との共催事業も年2回実施する予定です。

れきみん体験教室は、子ども向けのもので、土曜体験教室と夏休み、冬休みに開催するものがあります。

講座は、古文書講座、れきみん講座、企画展講座、体験教室など合わせて年間106回を実施する予定にしております。

その他の活動としましては、学芸員実習、インターンシップ、中学生社会体験事業の受入、小学生の地域学習の受入を始めといたしまして、草加の歴史の出前講座、各種研修会への協力をしてまいります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　目標の②と③は、市民ということの中でも特に子どもたちに向けて、例えば、4番の自由研究相談及びビデオライブラリーは通年で、夏休み、冬休みには、歴史体験教室が16番、20番、22番、42番と子どもたち向けの講座が多くあります。

子どもたちがもっと郷土に誇り、愛着を持っていくためには、まず自分の学校への誇りや愛着を持ってもらってそれを通して草加を知っていくことができると思います。そういうことを考えると、各学校にある校歌に着目して、市内小中学校の校歌展があると面白いと思います。校歌と言えば、宮澤章二さんです。

また、埼玉の偉人のホームページというものがあって、埼玉ゆかりの偉人として326人出ています。塙保己一、渋沢栄一、荻野吟子、下總皖一、この方は、草加小学校の校歌も作曲し

ています。

もう一つ面白かったのは、草加市の偉人として、大川平八郎、川田芳子、豊田三郎、4番目が松尾芭蕉でした。偉人や校歌などを知ったり調べたりするなど、子どもたちが興味・関心を持ち、愛着や誇りを持つことにつながるような取組を、ぜひお願いしたいと思います。

○加藤由美委員 オリンピックが延期になってしまいましたが、外国の方がいらっしゃるということも想定されていると思います。例えば、英語でパンフレットがある、韓国語でパンフレットがあるなど、そういう方に向けての計画か何かあれば教えていただきたいと思います。

○説明員 A L Tの方が草加小学校に来ておりますので、その方をお願いして、各展示室の案内については英文化しておりますが、残念ながら、それを具体的な印刷物にするところまではいたっておりませんので、ほかの国からの方々が来られたときに、少なくとも今展示しているものを説明できるようにというようなことは考えております。パンフレットについても早急に検討していきたいと考えております。

○加藤由美委員 やはり外国の方に来ていただくために、東横インなどに英語のパンフレットがあるといいと思います。

○小澤尚久委員 フェイスブックの活用などと項目が挙げられています。この具体的な中身について教えていただきたいということが一つと、今後、フェイスブックを含めたSNS等の活用について何かお考えあれば教えてください。

○説明員 全員が技術に精通しているわけではありませんので、時間との整合性などについては少し課題がありますが、できるだけ活用して取り組んでいきたいと考えております。特に、行事や講座について伝えていく、あるいは反応を見たいということでアップしておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第13号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第13号議案については、可決いたします。

◎第14号議案 令和2年度中央図書館事業計画を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第14号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 令和2年度中央図書館事業計画を定めることについてご審議をお願いしたいと思います。

います。提案理由でございます。令和２年度中央図書館事業計画を定めるに当たり、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、議案を提出するものでございます。

中央図書館運営方針でございます。まず１点目としまして、開館２０周年を迎える中央図書館では、空調設備の改修や照明器具ＬＥＤ化の工事を完了し、また、本市の情報拠点にふさわしい図書館となるべく、３階、一般室にＷｉ－Ｆｉを導入したインターネットコーナーを設置し、業務を再開いたします。２点目としまして、いつでもどこからでも利用可能な電子図書館の充実や魅力ある蔵書の整備、公民館図書室等とのネットワークの活用により、図書館資料を効果的・効率的に提供いたします。３点目としまして、小中学校や関係諸機関、読書に携わる市民や団体とも連携して、草加市子ども読書活動推進計画を積極的に推進し、子どもが読書に親しむ環境の充実を図ります。

次に、令和元年度の成果と課題でございます。まず、成果でございますが、空調設備等改修工事及び工事期間中の図書館サービスについて、関係者と調整の上、準備するとともに、市民や利用者への周知を行い、工事やサービスを実施いたしました。二つ目としまして、情報環境を整備するとともに、草加市電子図書館を開設し、電子書籍の貸出サービスを始めました。三つ目としまして、子ども読書活動推進事業として、小学校、中学校と連携したビブリオバトル・草加の陣を開催し、児童生徒のすばらしい発表からチャンプ本を選び、読書の啓発を行いました。一方、課題でございますが、一つ目としまして、空調設備等改修工事の進捗状況を確認し、受注者や関係部署と調整を図りながら通常業務を再開すること、二つ目として、魅力ある蔵書を整備し、市民の知的要件に応える図書館サービスを提供すること、三つ目としまして、図書館サービスの利用方法を広く周知し、市民が読書に親しむ機会を増やすこと、四つ目として、草加市子ども読書活動推進計画の積極的な推進を図ること、五つ目として、開館２０周年の節目としまして、本市における新たな図書館の在り方について調査・検討することを挙げております。

令和元年度の成果や課題を踏まえまして、各事業の個別計画をつくりました。主なものや新規変更点などを中心に説明いたします。なお、第三次教育振興基本計画の施策、読書活動を支える図書館サービスの充実に沿って、事業運営や構成を一部改めております。

初めに、１番、図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供、誰もが使いやすい図書館サービスの充実でございます。図書館ホームページからの予約を促進し、図書館ネットワークを活用します。他の公立図書館との相互貸借等により、本市が所蔵していない資料も利用者に提供できるよう努めます。また、電子図書館の充実を図り、来館が難しい障がい者

や高年者、視覚による表現の認識が困難な利用者に対しても、音声読上げや文字拡大機能付きの電子書籍を提供します。

次に、3番、レファレンスの充実でございます。3階、一般室にW i - F iを導入したインターネットコーナーを設置し、利用者が自ら調べる環境の充実を図ります。

次に、5番、子ども読書活動の推進でございます。こちらは子ども読書活動の推進につながる取組が分かるように整理いたしました。5-①、計画の積極的な推進としまして、図書館協議会により計画の進捗管理を行い、庁内推進会議により積極的な推進を広く呼びかけてまいります。また、5-②、5-③、児童やヤングアダルト世代に向けた様々な取組を通じて子ども読書活動の推進を図ります。

次に、6番、読書に親しむ環境の整備といたしまして、図書館ホームページの更新を適宜行い、図書館の利用案内や読書活動の推進に関する情報提供を図ります。また、開館20周年記念事業としまして、講演会や子ども向けの朗読劇を開催いたします。

最後に、7番、快適な利用環境の整備・維持といたしまして、中学生、高校生の勉強場所として、定期試験前の土曜、日曜、祝日に集会室を開放し、学習場所を確保いたします。また、本市における新たな図書館の在り方について調査や検討を行うための資料やデータを整理し、第2回、第3回図書館協議会で意見を聴取し、年度末の教育委員会に報告させていただきます。これは、本市では長年にわたる要望があったにもかかわらず、分館の設置はかなわず、公民館、文化センターなどの図書館ネットワークでサービスを提供してまいりましたが、昨年、市議会9月定例会において、図書館機能、交流機能など、多機能・複合的な公共施設の設置に関する質問や要望がございました。これに対し、市長部局や市長からも、教育委員会と連携し、調査・検討していこうという意思が示されましたので、現状や利用ニーズを踏まえる中で、分館の設置やサービスの在り方などについて調査・検討していこうというものでございます。

以上、令和2年度は本事業計画を推進することによりまして、市民の知的要件に応える図書館、誰もが利用しやすい図書館を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　成果と課題のところですが、成果の三つ目に、子ども読書活動推進事業としてということで、私もいろいろな学校で子どもたちの読書感想文を見ましたが、

成果が出ていると思います。これは子ども読書活動推進事業がその一つのきっかけになっていると感じて、うれしく思っています。ただ、課題の中に、成果でありながら、草加市子ども読書活動推進計画の積極的な推進ということで、具体的に5－①、②、③の部分だと思いましたが、来年度、子ども読書活動推進計画の中で特にこの部分に力を入れたいとするならどの部分でしょうか。

○説明員 一つと申しますと、子ども読書活動推進計画は平成30年度から令和5年度まで、この6年間で毎年毎年指標、活動、取組を確認していくことによって、更に推進していくということがありますので、庁内推進会議や図書館協議会を通じて、その取組を確認する中で、もっと庁内あるいは市民ボランティアなど、市民全体で子どもの読書活動を推進していけるようにということで、皆さんに知っていただいたり、応援、協力していただいたり、推進力を大きくして毎年取組を確認していく、そういうことが必要かと思しますので、取組を実施することも大切ですが、5－①の計画の積極的な推進、ここの動きが重要になるのではないかと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 計画が5年度までということですが、あれもこれもということで全体を見てみると、どうしてもできないところがあるので、例えば元年度はこれができた、では、今年度、来年度はこれに取り組んでいくと、焦点化、視点化、重点化していくことでより中身が濃くなるのかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一点、7番のところで最後にご説明があった、新たな図書館の在り方について調査・検討ということですが、これを見ますと、第2回、第3回の草加市立図書館協議会から聴取して、意見を草加市教育委員会に報告しますとあります。字面だけだと、草加市立図書館協議会からのみ聴取していると見えます。例えば、小学校長会や中学校長会、社会教育団体、公民館など、協議会から11月と2月に意見を聴取して、その意見を委員会に報告しますとなると、少し狭いかと思います。これから聴取していくのであれば、もっといろいろなところから意見を聴いて、それをまとめていったほうが良いかと思いました。

○小澤尚久委員 7番の改修工事の件ですが、コロナウイルス関係の現状を踏まえて、工期などに何か影響が出ていますか。

○説明員 新型コロナウイルスの関連、これについては特に工期に変更を与える影響は全くございません。資材の納期等も今のところは計画どおり入る予定となっております、予定ですと、7月末までには工事は検査まで至るものと、そういう状況で進めております。

○加藤由美委員 またオリンピック関連になってしまうのですが、延期となったことで、パブ

リックビューイングなどをもし図書館でできれば、人も図書館に集まるのではないかという気持ちがあります。子どもたちと接していて、意外とみんなオリンピックに興味がない子どもが多いと感じていて、市民体育館、記念体育館ではいろいろなコーナーがありますが、図書館にもぜひ、成人向け、子ども向けでもいいので、そういうコーナーを設けていただけたら、みんなの目がもう少し向くのかと思います。

○説明員 オリンピックですと、予定どおりいきますと、工事期間で、建物がまだ入れない、使えない時期ですので、特に展示等計画はしておりませんでしたが、予定が遅れたとなりますと、図書館が開館してから、例えばオリンピック特集で本を展示するなど、何か考えられるかと思いますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第14号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第14号議案については、可決いたします。

◎第15号議案 草加市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第15号議案につきまして、副部長より説明させます。

○説明員 全庁的な組織の見直しに伴う、教育委員会事務局の組織改正に係る規則の改正などでございます。

提案理由でございますが、効果的かつ効率的な組織運営を推進するため、教育委員会事務局組織の見直しを行うとともに、関係規則の所要の整備を行うものでございます。

まず、第2条でございますが、教育総務部について、総務企画課内にある施設係が学校施設課となります。理由といたしましては、学校施設の老朽化に伴う緊急修繕業務が多発している状況を鑑みまして、学校施設の長寿命化計画の策定と効率的・効果的な施設整備を推進するためでございます。

次に、別表第1、施設係を学校施設課として、子ども教育連携推進室の次に加えるものでございます。なお、業務内容は、今まで施設係が担ってきた学校施設の修繕等が中心となるものでございます。

次に、草加市教育委員会事務決裁規則の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、第9条ですが、今年度から市役所全体で文書管理システムが導入されたことから、この条文が不要になったことから削除し、第10条を第9条に改めるものでございます。

次に、別表第2でございますが、総務企画課の部分につきましては、専決事項の見直しを行い、また、学校施設課の部分につきましては、施設係で行っていた業務について、新たに専決事項を設けたものでございます。さらに、「奥日光自然の家の使用許可並びに使用料の減免及び還付をすること。」を学校施設課の欄に変更するものでございます。

次に、草加市教育委員会文書管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。

第3条でございますが、これも今年度から文書管理システムが導入されたことから削除するものでございます。また、別表に学校施設課を加え、記号名を「草教施」とするものでございます。

次に、21ページ、こちらも文書管理システムが導入されたことから様式を削除するものでございます。

次に、草加市教育委員会公印規則の一部改正についてご説明申し上げます。第7条ですが、これは草加市公印規則の準用規定でして、草加市公印規則の中にある「総務部長」とあるのは「教育総務部長」と読み替える規定を加えるものでございます。別表のところでは、「奥日光自然の家専用草加市教育委員会の印」の管理者を総務企画課長から学校施設課長に変更するものでございます。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行し、第2条による改正後の草加市教育委員会事務決裁規則の規定及び第3条による改正後の草加市教育委員会文書管理規則の規定は平成31年4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者委員　1点確認というか、教えてほしいのですが、学校施設課が新たに新設されたということで、定数的にはどうなのでしょう。課の新設で定数が増える、増えないで、あくまでその中で対応していくことになりますか。

○説明員　課ということで課長職が入りますが、その数を含めて同数でございます。

○小澤尚久委員　新しい文書管理システムはどんな形で変わってきたのかということと、メリット等について少し教えてください。

○説明員 今まで決裁を全て紙の起案用紙、それから添付資料で行いまして、各起案者、決裁者が印鑑で決裁を確認するシステムでしたが、平成31年4月1日から電子文書管理システムが導入されまして、全てコンピューターシステムの中で処理していくような形になっております。そうしますと、全てシステムの中に保存されます。そうすると、例えば一度決裁が終わった文書というものは勝手に直しができない、要は文書改ざん等も起こりにくく、そういうメリットがあるシステムになっております。ただし、一部、図面などの膨大な資料については、従前どおり、紙で添付するような形を一部残しております。基本はシステムの中で処理していくような形が始まっているところです。

○宇田川久美子委員 それは教育委員会ではなくて、草加市全部がそうなるということですか。

○説明員 そのとおりでございます。草加市としてシステムが入っております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第15号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第15号議案については、可決いたします。

○高木宏幸教育長 ここで、午前11時まで休憩を入れて、空気の入替えたいと思います。
休憩後、再開いたします。

————— 休憩 —————

◎再開の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、再開いたします。

◎第16号議案 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

◎第20号議案 草加市学校評議員設置要綱を廃止する要綱の設定について

◎第22号議案 草加市学校運営協議会委員の任命について

○高木宏幸教育長 次に、第16号議案につきましては、第20号議案及び第22号議案と関連しておりますので、一括して審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第16号議案、第20号議案及び第22号議案につきましては、一括審議とさせていただきます。学務課長より説明させます。

○説明員 三つの議案が関連しておりますので、併せてご説明させていただきます。

初めに、第16号議案になりますが、草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。来年度から市内全小中学校に学校運営協議会を設置することに伴いまして、条文の整備をするものでございます。

第1条中、「法律162号」の次に「以下「法」という。」を加え、第19条の2を「法第47条の6に規定する学校運営協議会に関し、必要な事項は、草加市学校運営協議会規則で定めるところによる。」といたしました。

さらに、第20号議案になりますが、草加市学校評議員設置要綱を廃止する要綱の制定についてでございます。この議案も、来年度から草加市内全小中学校で学校運営協議会を設置することに伴い、廃止するものになります。

第22号議案になりますが、学校運営協議会の委員の任命についてでございます。

本議案は、草加市学校運営協議会規則第3条の規定により、学校運営協議会の委員を任命するものでございます。令和2年度から市内全小中学校に学校運営協議会を設置することに伴いまして、任命する委員は学校運営協議会委員任命者名簿のとおりになります。※が付いている委員の方は、ほかの学校との兼任者でございます。この表では5人に付いておりますが、草加小学校の細川昭二様につきましては、今年度、草加中学校の学校運営協議会委員となっておりますので、3の方が兼任するということになります。委員の任期は2年間で、令和元年度から先行実施している谷塚小学校、青柳小学校、草加中学校の委員については、追加での委嘱となります。谷塚中学校は追加の委嘱はございません。

学校運営協議会を設置した学校は、コミュニティ・スクールとして、委員の方々に、子どもたちのより良い成長のために、学校運営や学校が必要としている支援について協議していただき、子どもたちの学びや体験活動の充実等を推進する取組を進めてまいります。また、学校の抱える様々な課題につきましても、情報提供を行い、課題解決に向けて、学校、保護者、地域が連携・協働していきたいと考えております。

今年度、先行実施した学校での成果としましては、学習状況調査等の結果や不登校児童生徒の状況について情報提供を行い、学校の取組へのご意見や保護者、地域が協力できることなど

を協議することができました。運動会の暑さ対策や時間の短縮、児童席のテントの確保などの具体的な取組を協議することもできました。そのほか、11月の地域防災訓練の実施方法についても協議しまして、これまで以上に連携・協働を図ることができております。

今後の課題としましては、学校運営協議会制度について保護者、地域の方々、更には教職員の理解を深めることでございます。来年度以降も、研修会等を実施し、各学校の取組を共有しながら、コミュニティ・スクールの充実を図ってまいりたいと考えております。

学校運営協議会委員の構成の男女比になりますが、男性が105人で61%、女性が72人で39%でございます。平均年齢は61.54歳となります。

区分別の割合につきましては、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者が31人、対象学校の所在する地域の住民が107人、対象学校の学校運営に資する活動を行う者が32人、その他教育委員会が必要と認める者が12人となります。

今年度委嘱する委員につきましては、新任の委員となります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 委員の方の名簿を見ると、保護者が入っていない学校が何校かありますが、特に保護者はいなくても問題はないですか。

○説明員 必ずしも保護者というわけではございませんが、地域に住んでいる方であれば学校のこともよくご存じであるということで、学校によっては選んでいないということがございます。

○村田悦一教育長職務代理者 その件について、草加市学校運営協議会規則では、協議会の委員の区分は四つですよね。対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者、そして対象学校の所在する地域の住民ということで、割合がありましたが、私は保護者よりも、常々、教育長が縦と横ということで、学校運営協議会、コミュニティ・スクールと、いわゆる幼保小中を一貫した教育。そういう意味では、この中に幼稚園、保育園、いわゆる先ほどの子ども連携のところでも、園、学校、家庭、地域の連携により一体となった取組ということが出ていましたが、幼稚園の園長や理事長、あるいはこども園、保育園など、そういう方はこの中に入っているのでしょうか。

○説明員 学校運営に資する活動を行う者ということで、この中に含まれております。

○村田悦一教育長職務代理者 どのくらいいるのでしょうか。

○説明員 数は確認しておりませんので、また後ほど、ご報告差し上げます。

○村田悦一教育長職務代理者 11 中学校区ありますが、全部ではなくてもその中でいろいろ関わっている、多少は入っていると理解してよろしいですね。

○説明員 はい、そのとおりでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 あと、もう一点。5 人から 10 人ということで、谷塚小学校が 1 人加わって最大の 10 人になっていますが、5 人のところもあります。実際には、5 から 10 というのはかなり差があると思いますが、事務局としてはどう考えていますか。

○説明員 5 人から 10 人というところにつきましては、少なくとも、また必要に応じて、その会議の議題に必要な場合にはオブザーバーという形で入っていただいたり、参考人として入っていただいたりすることになりますので、最低限の人数として 5 人と考えておりますので、人数が多いところで、例えば谷塚小学校が今回増えたところについては、今回、1 年間取り組んだ中で、増員した方が谷塚小学校としては良いという思いで増やしたのかと考えております。ただ、そうでない学校もありますので、必ずしも 10 人にしなくてはいけないということではありませんので、実態に応じて学校で考えていただいているところです。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第 16 号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第 16 号議案については、可決いたします。

また、第 20 号議案についても、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第 20 号議案についても、可決いたします。

そして、第 22 号議案につきましても、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第 22 号議案についても、可決いたします。

◎第 9 号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について

◎第 17 号議案 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則

の一部を改正する規則の制定について

◎第21号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第17号議案及び第21号議案につきましては、第9号報告を受けての議案であり、関連しておりますことから、第9号報告を初めにさせていただき、その後、第17号議案及び第21号議案を一括して審議していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようでございますので、第9号報告、第17号議案、そして第21号議案について、一括審議いたします。それでは、学務課長より説明させます。

○説明員 第17号議案及び第21号議案を併せた議案といたします。また、第9号報告が関連しておりますので、初めにご説明させていただきます。

草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告でございます。

昨年12月25日に提出された答申書でございますが、草加市立中学校の学校選択制を令和4年度入学者から廃止とする、草加市立小中学校の学校変更の許可に関する基準に四つを追加するということになります。

主な理由につきましては、一つ目は、草加市が今行っております幼保小中を一貫した教育を推進させるため、目指す子ども像を中学校区で設置しております。そちらで特色ある学校を示していくと考えておりますので、通学している小学校の指定された中学校ではなく、それ以外の中学校へ進学できる学校選択制を見直すことといたしました。このことによりまして、基本的には、居住している住所の指定された中学校に通学することとなります。

二つ目は、来年度から市内全ての小中学校で学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールを導入することになります。そのことによりまして、今まで以上に学校と地域との連携が深まることが重要になると考えております。

三つ目は、選択制を利用し、指定された中学校以外の中学校に入学した生徒と地域のつながりが薄れてしまうという実態がございましたので、それを見直すことといたしました。特に災害時、非常時につきましては、中学生は大きな地域の力を担うことになるため、通学している生徒と地域のつながりは大変重要となります。

これらのことから、選択制を利用するという事の見直しを図ることとなります。

次に、第21号議案、草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について、従来の基準にありました、教育支援室の就学相談による特別支援学級への入級、いじめや不登校等の解消を目的とする場合の教育上の配慮は残っております。それに四つの項目を加えまして、一つ目につきましては部活動についてでございます。指定学校に希望する部活動がない場合には、希望する部活動のある隣接する中学校を選択することができます。隣接する中学校に希望する部活動がない場合は、希望する部活動のある中学校を選択することができるようになります。その際、部活動の継続意向書を入学する中学校へ提出することになります。

二つ目は、指定校変更等の理由によるということで、指定学校以外の小学校へ通学している場合でございます。この場合は、現在通学している小学校と幼保小中を一貫した教育を行っている中学校を選択することができます。

三つ目につきましては、入学時に兄弟関係がいる場合でございます。既に学校選択制や指定校変更等により兄や姉が在学している中学校に入学することができるものになります。入学時に兄や姉が卒業している場合は認められないことになります。

四つ目につきましては、八幡小学校区の場合でございます。この学区につきましては、松江中学校と川柳中学校と二つの中学校に大きく分かります。そのため、指定された中学校が川柳中学校の場合、松江中学校を選択することができるようにいたしました。反対に、指定されました中学校が松江中学校の場合も、幼保小中を一貫した教育を行っている川柳中学校を選択できるということにいたしました。

また、別表第3といたしまして、幼保小中を一貫した教育を行っている学校一覧を示しました。

さらに、附則にありますように、この基準は、現在の4年生が6年生になる令和3年4月1日から施行することといたします。

併せまして、第17号議案の草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の第5条(学校選択による就学指定)を削除いたします。それに伴いまして、第6条を第5条に改めることにいたしました。この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。

また、附則の3にございますように、この改正により、草加市立中学校の学校選択に関する規則は廃止となるものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　この基になるのは第9号報告、この答申に基づいて、議案が出てきていると思うのですが、答申理由のところについて、少しお伺いをしたいと思います。制度の導入から十数年が経過し、特色ある学校づくりはある程度達成された中でということですが、今日の資料で、この後説明があると思うのですが、学校評価報告の一番下に、特色ある学校づくり、学校が独自に項目を設定するという二つ、三つ立てていますが、どんなものが立てられていますか。

○説明員　具体的には、中学校区で作成しました目指す子ども像の実現に向けた取組ということになりますので、幼保小中を一貫とした教育を更に円滑に進めるというところについてというが一番大きなものになるかと思います。

○村田悦一教育長職務代理者委員　ここは学校が独自に項目を立てるということですから、中学校区ではそれぞれ目指す子ども像があると思いますが、特色ある学校づくりということ言えば、十数年経った今、それぞれの学校独自の項目について教えてください。

○説明員　項目の詳細については、後ほど報告させていただきます。

○村田悦一教育長職務代理者委員　後半で、保護者や児童、住民との周知と理解が必要であるために一定の猶予期間を設ける必要があるということで、当然、周知して理解されるという前提ですが、いろいろな想定外のことも、例えば反発が起きて署名運動につながるなど、学校選択制が良いという動きが出てくることもあるかもしれません。そういうことがないように周知をしていくと思うのですが、教育委員会あるいは担当課として、周知の方法等についてどのように考えておりますか。

○説明員　本日、この議案が可決されましたら、ホームページに掲載すること、また、各小学校に説明をしっかりと行っていただくということが一番大きなものになると思います。その中では、新たに加わった基準もありますので、例えば部活動、あるいは教育的配慮というものについては、柔軟な対応、弾力的に扱っている部分については変わらないということをしっかりと説明させていただければ、選択制を見直すことよりも、自分の子どもがどういう形で希望する中学校に行けるのか、あるいは何か大きな課題が出たときにそれに対応できるのかということが一番大きなものだと思いますので、その不安を取り除くことが一番大きなものだと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 具体的には、「そうか教育だより」などもあると思いますので、課長が言ったように、自由だったものが自由ではなくなるという誤解を受けてしまうと、反対が出てしまうと思うので、変わるものと変わらないもの、草加市が求めているもの、そういうものをうまくまとめて、保護者の方の理解をぜひ進めて、スムーズにいくようにお願いしたいと思います。

○小澤尚久委員 ４９ページのほかにも記載はあるのですが、指定学校以外の小学校への通学という記載が読解ができなくて、通学している小学校と幼保小中を一貫した教育を行っている中学校を希望する場合というところ、例えば草加中学校の、草加小学校と西町小学校と連携、一貫を行っているわけですが、これを基にもう少し詳しく説明していただいてよろしいですか。

○説明員 草加小学校に通学している児童の中には、松江中学校が指定校という児童もいらっしゃいます。その児童については、松江中学校を希望する、指定校ですから行っても構わないのですが、幼保小中を一貫しているということで、草加中学校も入学することを希望できるということになります。栄小学校にも同様のことがございまして、栄小学校の児童は松江中学校が指定校の方も、ごく僅かいらっしゃるのですが、その方も栄小学校と幼保小中を一貫ということで栄中学校を選択できることになるということでございます。

○小澤尚久委員 一部、特別な地域の児童についての記載ということですね。

○説明員 はい、そういうことでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第１７号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第１７号議案については、可決といたします。

続いて、第２１号議案についても、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第２１号議案についても可決といたします。

◎第１８号議案 草加市子ども教育連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第１８号議案について、子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 草加市子ども教育連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明申し上げます。

第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画に基づきまして、幼保小中を一貫した教育を推進してきたことに伴い、草加市子ども教育連絡協議会の担う役割が変化してきたことから、委員の人数や構成を見直し、幼保小中を一貫した教育に関わる課題に柔軟に対応できるようにするため、条文の整備を行う必要が生じたことが提案理由でございます。

具体的には、本連絡協議会は昭和５６年に草加市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会として、幼稚園教育、保育園教育から小学校教育への円滑な移行を図ることを目的として発足し、幼保小がお互いの教育について理解を深めたり、連携の在り方を協議したりしてまいりました。その後、平成２４年度から平成２７年度までの第一次基本方針・行動計画の下、子ども教育の連携推進に合わせて、委員に認定こども園の代表者や中学校の代表者を加え、人数を増員し、協議会の名称を変更いたしました。そして、平成２８年度からの第二次基本方針・行動計画においては、幼保小中を一貫した教育の実施に伴い、中学校区ごとに幼保小中の代表者が集まる場が設けられ、これまで市全体で行っていた子ども教育連絡協議会に替わりまして、お互いの教育について理解を深めたり、連携の在り方を協議したりするようになってまいりました。そのため、本連絡協議会に求められる役割は、全ての中学校区で共通して課題となっていることを協議したり、各園、各学校、保護者に配付しているリーフレット等を草加市の実態を踏まえて見直したりすることに変化してまいりました。

以上のことから、第１条中、委員２７人以内を委員２０人以内に精選するとともに、これまで(1)から(5)まで委員の各号ごとに人数を定めていたものを撤廃し、課題に応じて委員構成を柔軟に対応させられるようにいたします。また、(4)「知識経験者」を「教育委員会が必要と認める者」と改め、知識経験者に限らず、課題に応じて必要な方に委員を委嘱できるようにいたします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第１８号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第１８号議案については、可決といたします。

◎第19号議案 草加市立小中学校ICT環境整備推進プロジェクト・チーム設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○高木宏幸教育長 続きまして、第19号議案について、指導課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校ICT環境整備推進プロジェクト・チーム設置要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、教育委員会事務局組織の見直しに伴い、学校施設課を新設することから、条文の所要の整理を行うものでございます。総務企画課内にある施設係が学校施設課となることから、第3条に規定されている「総務企画課」を「学校施設課」に改めるものでございます。

この要綱は、令和2年4月1日から施行するものといたします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第19号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第19号議案については、可決といたします。

◎第23号議案 令和2年度学校医の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第23号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年度学校医の委嘱についてでございます。提案理由につきましては、2月6日開催の第2回定例会で委嘱しました令和2年度の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師でございますが、3月2日付けで学校医の委嘱を辞退したいとの申入れがございました。このため、欠員が生じた新田中学校の学校医1人につきまして、改めて一般社団法人草加八潮医師会からご推薦いただきまして、草加市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例の第2条の規定に基づきまして、新たに委嘱するものでございます。

辞退された方につきましては、今城真人様、平成7年度から令和元年度の25年間、従事いただきました。新任になりますが、今城真臣様ということで、委嘱の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第２３号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第２３号議案については、可決いたします。

◎第２４号議案 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第２４号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱についてでございます。

草加市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に規定する学校医等公務災害補償認定委員会委員の任期が令和２年３月３１日付けで満了となることに伴いまして、新たに委員を委嘱するものでございます。

なお、案として示させていただきました委員につきましては、事前に、獨協大学、一般社団法人草加八潮医師会、春日部労働基準監督署に推薦を依頼しまして、内部で調整いただいた結果でございます。

人数といたしましては、条例の規定に基づき、３人の委嘱となります。３人のうち、石井保雄様は、平成２９年、平成３０年度に公務災害補償認定委員を委嘱しており、内藤様、斉藤様は再任でございます。

重複機関の有無としましては、別紙のとおりとなりますが、石井様につきましては、留学をしていた関係がございましたので、今、重複している機関はございません。

委嘱期間は、令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間といたします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第２４号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第24号議案については、可決いたします。

◎第25号議案 草加市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定
について

○高木宏幸教育長 次に、本日、追加提出いたしました第25号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてでございます。令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部改正をする法律が成立しまして、第7条第1項に「文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする」と規定されました。それを受けまして、文部科学省は、平成31年1月に策定していた公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げいたしました。公立学校の教職員の業務の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針として告示いたしました。この指針の中では、「本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める」とされております。具体的に在校等時間の上限時間が示されました。

これを踏まえて、草加市教育委員会でも、草加市立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定することといたしました。

第2条にございます、この規則における「教職員」とは、草加市立の小学校、中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師といたしました。

第3条にあります、草加市教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間、(1)を一月について45時間、(2)として1年において360時間を上限とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うといたしました。

また、2項にありますように、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を

行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を、(1)として一月において100時間未満、(2)として1年について720時間、(3)として一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間について80時間、(4)としまして、1年のうち、一月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について六月とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うといたしました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　教員の働き方改革の流れとして出てきていると思うのですが、説明で時間数を言われても、何となくまだ分からないところがあります。具体的には、今の草加市の32小中学校の勤務の様子から、具体的にこのままでも大丈夫なのか、まだ厳しいのか、どのように認識されているのでしょうか。

○説明員　正直なところ、現在の時間外の在校時間調査だけを考えると、厳しいところがございます。ただ、目標として、不可能ではないと認識しております。というのは、ここにあります新たな言葉としまして「在校等時間」という言葉が、自己研鑽のための時間は除くというところがございまして、朝、学校に来て読書をしている、あるいは新聞を読んでいるという時間は自己研鑽の時間、また、放課後残って、自分が次の授業のための教材研究をするときは在校等時間ですが、それから自分自身を高めるための読書をする、あるいはその準備をしているということになると、在校等時間から除くということになるので、このことを考えていくと、できないことではないと考えております。ただ、1年後となると厳しいというところがございます。考え方を変わる、あるいは働き方を変えていく中で、達成できない時間ではないという認識はございます。

○村田悦一教育長職務代理者　感想ですが、学校の職員、もっと言えば子どもたちの教育活動が十分に認められない、あるいは何かやるために職員がどんどん規制されてやる気がなくなるなど、細か過ぎて大変かと思ってしまいました。この法律の趣旨が、しっかりと職員に伝わるように、周知、理解が一番大事だと思うので、職員の意欲、そして子どもたちが安全・安心に学力が伸びるよう、ぜひ進めていただきたいと思います。

○高木宏幸教育長　他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第25号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第25号議案については、可決いたします。

この教育委員会規則、これは在校等時間の上限を定めるということで、教育委員会規則に定められましたので、この第三次草加市教育振興基本計画、ここに教職員の働き方改革の一つとして指標が載っておりますが、これはこの教育委員会規則にのっとり、0時間、これを超えない時間を指すということで、指標としてそれを反映していきたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

◎第7号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(令和元年度草加市一般会計補正予算(第8号))に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 それでは、続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。第7号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(令和元年度草加市一般会計補正予算(第8号))に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

令和元年度草加市一般会計補正予算(第8号)につきましては、教育委員会の議決を経て行うべきところではございますが、当該事務を緊急に処理する必要があり、また、教育委員会を招集するいとまがないため、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、専決処理したものでございます。

情報教育環境整備事業についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、国のGIGAスクール構想を受け、全ての小中学校の校内のLAN整備及び学習者用のコンピューターを収納及び充電機能を備えた電源キャビネットの整備工事に対して、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び情報教育環境整備事業債を活用し、令和元年度予算の歳入・歳出予算の補正を行うものでございます。なお、当該交付金につきましては、翌年度への繰越しも認められること、また、適正な工期を確保する必要がありますことから、翌年度へ全ての小中学校の校内LAN整備及び電源キャビネット整備工事費を繰越しするものでございます。

予算額につきましては、歳入予算は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきまして、小学校1億735万8千円、中学校5,184万9千円、合計1億5,920万7千円、情報教育環境整備事業債につきましては、小学校1億400万円、中学校5,030

万円、合計1億5,430万円となり、歳入予算の合計は3億1,350万7千円となります。歳出予算は、工事請負費といたしまして、小学校2億1,258万9千円、中学校1億267万3千円、合計3億1,526万2千円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 国のGIGAスクール構想に基づいてということで、今回3億円ほどのお金が出るわけですが、今後それを引き継いでいくと、例えばどの程度の経費になるのでしょうか。これだけやればもう全て終わりというわけではないと思うので、この先にどのくらいの経済負担が予定されているのかが分かれば教えていただきたいです。

○説明員 今ご説明申し上げたのは来年度のものでございまして、国のGIGAスクールの構想によりますと、校内のLAN整備とコンピューターを収納、充電させる電源キャビネットの設置が必須であるということで、来年度行うものでございます。令和3年度以降につきましては、学習者用コンピューターを目標として1人1台設置できるように整備していくということでございまして、現在、草加市の市内、庁内の中でプロジェクト・チームを立ち上げまして、今後どのように効率的・効果的に整備し配置していくかを、検討中でございます。

以上でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 また内容が分かりましたら、お知らせいただければと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第7号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第7号報告については、承認といたします。

◎第8号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第8号報告について、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年2月の県費負担教職員の人事報告につきましては、発令の欠員補充が小学校教諭1件でございます。代替につきましては、小学校の産休代員が2件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいた

します。

なければ、第8号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第8号報告については、承認いたします。

◎第10号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第10号報告につきましては、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

3月3日に実施いたしました第7回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項1、障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1、調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在籍児童3人でございます。2、障がいの種類の判断でございますが、知的障害が1人、情緒障害等が2人でございます。3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的障害の1人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいとの判断でございました。情緒障害等の中では、通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましいが1人、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが1人でございました。

次に、特別な教育措置2、通級によることば、きこえの指導の判断結果をご覧ください。調査依頼人数、調査実施人数は2人でございます。ことばに障がいがあると思われる児童も2人でございました。障がいの種類の判断は、構音障害が1人、吃音が1人でございます。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、要観察が1人、要指導が1人でございます。

続きまして、諮問事項2、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1、調査依頼人数、調査実施人数は7人でございました。障がいの種類の判

断は、障がい種を判断できるほどの課題は見られないが2人、知的障害が1人、情緒障害等が3人、肢体不自由が1人でございます。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、障がい種を判断できるほどの課題は見られないの2人は、通常学級で観察指導することが望ましいとの判断でございました。知的障害の1人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいとの判断でございました。情緒障害等の中では、教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいが1人、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが2人でございました。肢体不自由の1人は、肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましいとの判断でございました。

次に、特別な教育措置2、通級によることば、きこえの指導の判断結果をご覧ください。調査依頼人数、調査実施人数は15人でございます。言葉に障がいがあると思われる就学予定児も15人でございました。障がいの種類の判断は、構音障害が12人、吃音が3人でございます。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、要観察が4人、要相談が1人、要指導が10人でございました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 肢体不自由の特別支援学校で指導すると判断されたお子さんが1人ですが、この時期で特別支援学校の受入態勢は大丈夫でしょうか。

○説明員 こちらのお子さんは、八戸市からの転入でございまして、保護者の引っ越しに関わる転入でございましたので、県教委、それから特別支援学校と連携を取りまして、越谷の特別支援学校で大丈夫ということで調整が済んでおります。

○加藤由美委員 特別な教育措置1の在学児童3人の学年を教えてくださいと思います。

○説明員 こちらは知的障害の1人は小学校2年生でございます。それから、情緒障害等の中で、通級指導教室で指導を受けながら通常学級で指導することが望ましいは小学校3年生でございます。また、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが小学校6年生でございます。このお子様方は今年度の学年でございますので、この小学校6年生は中学校への進学を機に特別支援学級に入級ということで、保護者の意向も固まっております。

◎第11号報告 令和元年度学校評価の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第11号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 学校評価の報告でございますが、評価Aの割合が40%以上だった項目につきましては、Ⅰの学校運営に関するもの6項目全てとⅡの教育活動に関するもののうち①教育目標・教育計画、②教科指導、③道德教育、⑤特別活動、⑦生徒指導、⑨特別支援教育、⑩学校図書館教育、⑫人権教育の8項目、合計で12項目となりました。評価Aの割合が20%以下の項目は、Ⅱの教育活動に関するものの⑥の総合的な学習の時間の指導1項目だけでございました。今年度の特徴につきましては、Ⅱの⑫人権教育について、Aの割合が昨年度28.1%が今年度40.6%に増加していることでございます。

学校ごとの評価につきましては、A「十分達成している」、B「おおむね達成している」、C「やや不十分である」、D「不十分である」の4段階で行っております。生徒、保護者のアンケート、教職員の自己評価、学校関係者評価を実施し、評価基準を基に評定しています。昨年度と比較しましてAの割合が10ポイント以上伸びたのが、高砂小学校、西町小学校、新里小学校、花栗南小学校、松江中学校の5校となります。

学校ごとの特色ある取組につきましては、幼保小中を一貫した教育ということについての項目が多いのですが、それ以外には、豊かな心の育成ということで挨拶や道德教育を充実させるところ、または教職員の事務負担軽減を挙げているところ、学力向上、読書活動あるいは環境教育などが挙げられております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 先ほど課長さんから、Ⅱの⑥番の総合的な学習の時間の指導、ここが18ポイントということで、「おおむね達成している」と合わせると100%になるので、皆さん、ほかのことと同様に懸命に取り組んでいただいていると思うのですが、ここがほかと比べて低いのは、総合学習の進め方はやはり難しい部分があるのかと感じました。今の草加市の総合学習の現状と今後の課題等について、何かありましたら教えていただければと思います。

○説明員 総合的な学習の時間については、逆にスムーズに行えているところがあり、先生たちの意識が、今まで以上を求めている部分がございますので、大分控え目な評価になってしまっていると思っています。ですが今回、幼保小中一貫の関係で、ふるさと草加の取組について大分活発になっておりますので、指導の様子を見た限りでは、停滞している、やりづらいというところは少ないのかと思います。同様のことをやっている部分があるので、結果と

してより厳しい目で評価しているということが、下がってしまった原因ではないかと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 全体を見ると、Aの割合が49で、Bが51ということで、大体AとB半々ですが、やはり個々の学校で見ると、例えば川柳小学校は、Aが11.1、ところが、松原小学校はAが83.3となっています。中学校は、青柳中学校が11.8、松江中が88.2と、Aの割合が10%から80%と、一般的に保護者の方がこれを見たときに、これは何なのかと疑問に思うと思います。この辺りは担当課として、それぞれの学校訪問などいろいろ見て、それぞれの自己評価ですが、この学校は頑張っていて、この学校は頑張っていないということではないと思いますが、どう見たらよろしいでしょうか。

○説明員 こちらについては、先生たち、あるいは学校自身がどのような形でこれに取り組むかということが例年よりも厳しい目で見ているところがあると、Bでもある程度達成はできているのですが、Aを付けるには特別+αの何かをしていなければという認識が出てしまっているところがあるかと考えています。ですので、発表等で何か成果が大きく出せた、あるいはある程度の数字が出たということであれば、ここについては評価がかなりできるのかと思いますので、私たちのほうでも、出たものをそのまま受けるのではなくて、これについてはいかがでしょうかということで改めて確認する場合もございますので、そこはできる限り客観的な形で評価いただけたらということで、先生方の評価、保護者の評価もうまく加味していただいて、改めて評価いただきたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 そういう意味で、課長からお話がありましたが、私は、これは各学校のそれぞれの自己評価、学校評価、保護者や多少第三者的な者も入っているかもしれませんが、私は教育委員会が客観的に、あなたの学校はこういうところは今年度はできました、こういうところはもう少しですと、成果と課題をしっかりと伝えていくことも、それぞれが正しく自己評価ができていくことにもなっていくのかと思います。それがないと、今年度の学校評価が次年度のPDCAを考えるときに、自己評価だけですと、よければやろうとしないし、駄目だったらどこを直せばいいかが分かりません。ぜひ、教育委員会としての良い意味で指導するということが各学校の自己評価を伸ばしていくことになるのかと思いますので、ぜひそういう学校訪問等の機会を捉えて進めていただければと思います。

それから、もう一点、私は今年度の学校評価で、違うところがあると思います。コミュニティ・スクールがある学校とない学校、来年は全部同じになってしまいますが、今年、谷塚小学校、青柳小学校、草加中学校、谷塚中学校は、これまでの学校評価とやはり変わってきている

ところ、コミュニティ・スクールを始めたことによって、何かそういうものが学務課として感じられたのか、感じられなかったのか、例年と同じなのか、その辺りは率直にどう感じていますか。

○説明員 先行して取り組んでいただいている学校には、特色ある学校づくりの中で、学校評議員会を生かした教育活動ということが入っていることがございますので、そこでは意識が変わっていると思います。ただ、これだけを見て、評価が去年と大きく変わっているということではなく、結果としてすぐ出てくるところではないかと思いますので、記述の中でそのことについての成果と課題が各校出されていますので、私たちのほうで再度確認した上で、来年度の全校の指針に生かしていきたいと考えております。

○加藤由美委員 情報教育がこれからとても大事なところだとは思いますが、これからの課題などをどう考えているのか教えていただきたいと思います。

○説明員 現在、GIGAスクール構想で情報整備、つまりハード面の整備を検討しているところではございますが、子どもたちにとって、やはりスマホが普及しているというところから、コンピューターに対する抵抗はなくなってきていると思います。それを授業等でいかに活用していくか、教職員の研修を充実させ、子どもたちに情報教育を充実させていきたいと考えているところでございます。

また、総合的な学習の時間の項目についてですが、現在、学校では総合的な学習の時間において、例えば地域に関する学習、草加に関する学習、あるいは福祉に関する学習、国際理解等に関する学習、または修学旅行や自然教室等に参加する前から、事前準備を含め、それで自然教室、修学旅行を踏まえて、その後のまとめといったような題材に、自分の課題を持って、それについて調べ、そして体験し、まとめていくというような活動を取っております。課題といましては、やはり総合的な学習の時間、体験的な活動が非常に子どもたちにとっては充実したものになると考えておりますので、指導方法等でも、ただ調べたものを発表するという形ではなくて、それをいかに友達と協議しながら、報告しながら自分の学びを深めていく、それを体験的な活動を踏まえてやっていくというようなところを指導しているところでございます。

○高木宏幸教育長 学校評価については、非常に重要なものでありまして、PDCAサイクルを回していかないと、何のための学校評価なのかということになってしまいます。この学校評価をすることによって、自校の課題は何なのか、成果は何なのか、それを踏まえて次の年度の学校経営、学校運営、年間指導計画に反映させていかなくてはいけないので、評価のための評

価といった形骸化してはいけません。それについては、教育委員会がしっかりと指導していかなくてはいけないと思っています。通常は、自己評価といいながら、学校評価は教職員が自己評価を行い、そして保護者や子どもたちにアンケートを取り、さらに、従来でいえば学校評議員の皆さんを中心とする学校関係者評価をして、その上で最終的に評価として、自校の評価、この領域についての評価は何になるのかと定めていくというのが評価で、そして、課題は何か、成果は何か、本来の学校評価の在り方、重要性について、しっかりと学校が受け止められるように、教育委員会としても指導、助言していきたいと、このように考えております。

◎第13号報告 令和2年草加市議会2月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、追加提出いたしました第13号報告について、副部長より説明させていただきます。

○説明員 令和2年草加市議会2月定例会に係る報告をさせていただきます。

令和2年2月19日に開会されました市議会2月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。令和2年市議会2月定例会につきましては、会期は2月19日から3月18日までの29日間開かれ、提出されました議案は27件、このうち教育委員会に係る議案は3件でございました。議案につきましては、可決が27件で、教育委員会に係る議案は全て可決されております。議案質疑についてでございますが、2人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連が1件ございました。その項目でございますが、無所属の大里議員より、学校施設維持管理事業（小学校）及びトイレ環境改善整備事業（中学校）に係る補正予算の内容についての1件となっております。なお、一般質問につきましてでございますが、新型コロナウイルス感染症の対応のため、取りやめとなっております。

説明は以上でございます。

◎その他報告 草加市教育委員会教育長職務代理者の指名について

○高木宏幸教育長 それでは、続きまして、本年4月1日からの教育長職務代理者を指名したいと存じます。

教育長職務代理者には、引き続き村田委員にお願いしたいと思います。

それでは、村田教育長職務代理者から一言御挨拶を頂ければと思います。

○村田悦一教育長職務代理者 現在、新型コロナウイルス、大変な状況の中ですが、引き続き、微力ではありますが、ほかの教育委員の皆様と力を合わせて事務局を支えてまいりたいと思います。

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高木宏幸教育長 ありがとうございました。

◎その他

○高木宏幸教育長 続きまして、学務課長、先ほどの学校運営協議会の委員について説明をお願いします。

○説明員 学校運営協議会の委員の方の中で、7人が幼稚園・保育園の関係の方でございます。

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がありましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 第2回臨時会にて、3月2日から春休みまでの間とするという臨時休業等の説明をいただいて、明日小学校の卒業式が予定されているようですが、現時点で何か分かることがあれば、お話いただければと思います。

○高木宏幸教育長 現時点では、報道されている内容でしか正式に教育委員会には通知されておりません。ご案内のように、国の新型コロナウイルスの対応について、専門家会議があり、そこで今後のこれに対する見解が示され、そして、それに対して国の考え方が示されたところでありまして、その中で、学校の再開については首相から文部科学省大臣に具体的な指針等を検討するようという指示があり、24日、本日、指針が示され、都道府県、市町村教育委員会に通知されると聞いています。新聞報道によると、その指針の内容は二つあって、一つは再開に関する指針です。今、学校は臨時休業、そして、この後、引き続き学年末、そして春季休業と続いていくわけですが、再開に関する指針、この中で言っていることは、換気をしっかりと、多くの人が密集しないようにする、近距離での会話等を避ける、この三つの条件が同時に重なることをなるべく避けるようにと指摘するという事で、十分に配慮しながら再開については考えていくというようなことが示されるのかと思います。さらに、臨時休校については、その学校に感染者が出てきた場合、児童生徒であれ、教職員であれ、そのときの状況や対応等で、どういった場合に一部臨時休校するのかなというようなことが詳細に示されるだろうというのが新聞報道の内容でありまして、今のところは詳しい中身については、こちらにはまだ来ていないという状況です。

いずれにしても、明日、草加市では小学校の卒業式が先日実施した中学校の卒業式に準じて行われます。つまり、規模を縮小して、残念ながら保護者の方は参加できない状況になってしまいましたが、教職員と児童との卒業式ということで、時間もできるだけ短縮して、それから様々な新型コロナウイルスの感染の防止策を構じて実施するという事であります。また、入学式

あるいは再開等についても、これから国が示される指針をしっかり受け止めながら対応を考えていきたいと思っています。また、必要に応じて教育委員の皆様とも連携しながら、万が一、今、臨時休業は3月26日までとなっておりますけれども、仮に学校が再開できずに、また引き続き4月に臨時休業するような事態になれば、また、大変申し訳ございませんが、教育委員会の臨時会を開いてご報告しながら、ご意見を賜り対応に当たってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

それでは、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回の教育委員会でございますが、第4回定例会を、4月23日木曜日、時間は午前9時から、場所はこちら、教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

午後0時20分 閉会